

令和7年度事業実施計画

I 公益目的事業

1 交通安全に関する広報啓発活動の推進

(1) 交通安全青森県民大会等の開催

県民総ぐるみの交通安全運動を推進するため、令和7年11月5日（水）リンクステーションホール青森（青森市文化会館）大ホールにおいて、青森県、青森県教育委員会、青森県警察本部、青森県安全運転管理者協会及び青森県交通安全母の会連合会との共催のもと、青森市の後援を経て交通安全青森県民大会を開催する。また、各地区交通安全協会においても各市町村民の集い等を開催し、同様の活動を推進する。

大会では、交通安全功労者表彰、交通安全意見発表等を実施し、小・中学生を対象に募集した交通安全ポスターを展示、交通安全思想の普及・啓発と意識の高揚を図る。

(2) 各季の交通安全運動の実施

ア 期間を定めて実施する運動

① 「春の全国交通安全運動」

○ 期間

令和7年4月6日（日）から15日（火）までの10日間

○ 運動重点

- ・ こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ・ 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ・ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

② 「夏の交通安全県民運動」

○ 期間

令和7年7月21日（月）から31日（木）までの11日間

○ 運動重点

- ・ 歩行者の正しい横断方法の実践と安全運転意識の向上
- ・ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- ・ 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

③ 「敬老の日に反射材やヘルメットを贈ろうキャンペーン2025」

○ 期間

令和7年9月1日（月）から30日（火）までの1か月間

④ 「秋の全国交通安全運動」

○ 期間

令和7年9月21日（日）から30日（火）までの10日間

○ 運動重点

※ 7月に内閣府で決定する。

⑤ 「いきいきシルバー交通安全強調月間」

○ 期間

令和7年11月1日（土）から30日（日）までの1か月間

○ 運動重点

※ 7月の青森県交通対策協議会幹事会で決定する。

⑥ 「冬の交通安全県民運動」

○ 期間

令和7年12月11日（木）から20日（土）までの10日間

○ 運動重点

※ 7月の青森県交通対策協議会幹事会で決定する。

イ 日を定めて実施する運動

① 県民交通安全の日

毎月1日

② 高齢者交通安全の日

毎月15日

③ 交通事故死ゼロを目指す日

令和7年4月10日及び9月30日

(3) 各季交通安全運動で実施する事業

ア 「春の全国交通安全運動」県民総決起大会

令和7年4月4日（金）、アスパムにおいて決起大会を開催し、新入学児童誓いのことば等を行う。

イ 「秋の全国交通安全運動」県民総決起大会

令和7年9月中旬、アスパムにおいて決起大会を開催し、交通安全メッセージ伝達等を行う。

ウ 各種媒体を活用した交通安全活動・広報等の推進

交通安全広報の効果的な推進を図るため、新聞、ラジオ、定期広報紙（交通あおもり）、ホームページ、X（エックス：旧ツイッター）等の各種媒体を活用し、対象に応じた広報啓発活動を推進する。

また、交通安全教育用DVDを購入し、事業所等への貸出しの充実を図る。

(4) 小・中学生による交通安全ポスターコンクールの開催

県内の小、中学生を対象に交通安全ポスターを募集し、入選作品を掲載した交通安全ポスターカレンダーを作成のうえ、県内の小中学校及び関係機関・団体等に配布する。

また、出品された作品については、交通安全青森県民大会時に展示し、更なる交通安全意識の高揚を図る。

2 交通安全活動表彰の実施

(1) 警察庁長官・全日本交通安全協会長連名表彰

緑十字金章、緑十字銀章候補を上申する。

(2) 全日本交通安全協会長表彰

緑十字銅章、優良団体、優良学校及び優良交通安全協会候補を上申する。

(3) 東北管区警察局長・東北交通安全協会長連名表彰

交通安全功労者、優良運転者、交通安全功労団体及び優良学校の候補を上申し、次年度の優良地区交通安全協会及び優良職員を選考する。

(4) 青森県警察本部長・青森県交通安全協会長連名表彰

交通安全功労者、優良団体、優良学校等、交通指導隊精勤章（優秀特別、特別及び一級）に対し、表彰を行う。

(5) 青森県交通安全協会長表彰

交通指導隊精勤章（二級、三級）及び優良運転者配偶者（感謝状）を表彰する。

(6) 青森県知事表彰

交通安全功労者、優良運転者及び優良団体を上申する。

(7) 交通死亡事故皆無記録達成表彰（随時）

交通死亡事故皆無記録を達成した地区交通安全協会に対し、青森県警察本部長連名の表彰を行う。

(8) 交通死亡事故抑止活動優良地区交通安全協会表彰（年間）

交通死亡事故抑止活動などに功労のあった優良地区交通安全協会に対し、青森県警察本部長連名の表彰を行う。

(9) 退任役員等に対する表彰状

永年功労のあった役員等に対し、青森県警察本部長連名の表彰を行う。

3 二輪車運転者の安全運転対策

(1) 二輪車安全運転指導員のレベルアップ講習会実施

青森県二輪車安全運転推進委員会に所属する安全運転指導員の安全運転講習等における指導技術向上に向け、令和7年7月13日(日)にレベルアップ講習会を開催する。

(2) ベーシック ライディング レッスン（旧グッドライダーミーティング）への後援

一般社団法人日本二輪車普及安全協会・青森県二輪車普及安全協会が、令和7年5月18日（日）と9月21日（日）に開催する初心者（ビギナー）及び公道運転に不安を持つライダーのために、安全運転技術の向上と交通法規・マナー遵守を主な目的とした二輪車安全運転講習会「2025ベーシック ライディング レッスン青森」を後援する。

4 自動車運転者の安全運転対策

○ 日本自動車連盟「JAF」と連携した実践的な安全運転講習会の実施

令和7年10月18日（日）に、初心運転者から高齢ドライバーまでを対象とした安全運転講習会「ドライバーズセミナー 一般コース」を開催する。

5 交通安全指導対策等の運動重点及び推進項目

(1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

ア こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

① 歩行者の安全の確保

- 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ② 歩行者の正しい横断方法の実践
 - 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
 - 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
 - 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

イ 歩行者優先意識の徹底と安全運転意識の向上

- ① 運転者の歩行者優先意識等の徹底
 - 運転者に対し、歩行者優先徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
 - 横断歩道等に歩行者等がいなかったり、直前で停止可能な速度で通行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ② ながら運転の根絶
 - 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
 - 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- ③ 高齢運転者の交通事故防止対策
 - 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
 - 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進
 - 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底
- ④ 二輪車運転者に対する広報啓発
 - 二輪車の特性の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
 - ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行さ

せる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

(2) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- ① 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ② 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- ③ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- ④ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

イ 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知

- ① 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全運転五則」にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ② 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ③ 道路交通法の一部を改正する法律により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進

ウ 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ① シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
- ② シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

(3) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- ① 歩行者・自転車利用者に対する反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な反射材用品及び明るく目立つ色の衣服の着用を促す取組の推進
- ② 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没前後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- ③ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- ④ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

(4) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの正

しい使用の徹底

- ① 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- ② シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

(5) 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

ア 飲酒運転の根絶

「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

イ 妨害運転等の防止対策

- 妨害運転（いわゆる「あおり運転」のこと）等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(6) 冬道の安全運転の推進

各種広報媒体を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。

(7) 踏切事故の防止

踏切前では必ず一時停止して左右の安全を確認することや、踏切でトラブルが発生した場合の非常ボタンの操作等の緊急措置について、周知徹底を図る。

6 広告媒体等を活用した交通安全広報・啓発活動の推進

(1) 交通安全協会の広報啓発活動

交通安全協会の活動状況について、機関誌の発行、ホームページへの掲載、情報発信としてX（エックス：旧ツイッター）を活用することにより、積極的な広報を展開し、交通安全協会の活動への理解の深化を図る。

(2) 協賛店事業への取組み

加入店をホームページに掲載し、交通関連団体・企業に協賛店事業への参加を呼び掛ける。

(3) 賛助会員への取組み

ホームページに掲載し、交通安全への協力団体であることを広報し、更なる参加を呼び掛ける。

(4) 加入時の各種特典の広報啓発

加入した場合の申請書類の作成、免許証ケース、会報等を配布する。

7 交通指導隊の街頭活動等の強化

- ① 各地域での祭典、行事等における雑踏交通整理活動を強化する。
- ② 各季交通安全運動における街頭指導活動を強化する。
- ③ シートベルト等非着用者の街頭指導活動を強化する。

- ④ 通学路における街頭指導活動を強化する。
- ⑤ 隊員の適正な活動推進を図るため、新任交通指導隊員研修会を実施する。
- ⑥ 隊員による街頭活動中の受傷事故の絶無を図る。

II 収益事業等

1 受託業務等の推進

「免許関係事務」、「更新時講習、停止処分者・違反者講習業務」、「自動車保管場所等業務データ入力事務」、「道路使用調査業務」及び「地域交通安全活動推進委員研修等業務」の受託について、適正な業務運営の推進に努める。

2 地域交通安全活動推進委員に関する会議、講習及び研修の開催

地域交通安全活動推進委員連絡協議会会長に対して、連絡協議会（前期、後期）を開催し、各推進委員に対しては、ブロック（青森・八戸・弘前・五所川原・十和田・むつ）講習及び研修を実施し、交通安全教育と実務能力の向上を図る。

3 証紙収入関係事業

証紙売りさばき事業、資料斡旋事業（黄色い帽子、安全運転ガイド等）の適正な業務運用の推進に努める。

4 経由地更新申請業務（県内、県外受理）

他都道府県者の経由地更新申請に伴う手続き、県内居住者が他都道府県で経由地更新申請した場合の手続きについて、適正な業務運営に努める。

5 全国研修会への参加

(1) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会

都道府県交通安全活動推進センターにおける道路使用業務の適正な運用を図るため、令和7年5月16日（金）に実施予定の「都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会」に参加する。

(2) 地域交通安全活動推進委員全国研修会

地域交通安全活動推進委員の実務能力の向上を図るため、令和7年6月20日（金）に実施予定の「地域交通安全活動推進委員全国研修会」に県警察本部交通企画課担当職員、協議会会長とともに参加する。

6 その他

(1) 各種窓口での適切な対応

新規、更新時等における窓口において、十分な説明と親切・丁寧な対応に努める。

(2) 不適切事案の絶無

適切な窓口事務、適正な会計事務及び各種非違事案の絶無に努める。